

北九州市監査公表第14号
平成26年 3月 26日

北九州市監査委員	山 口 彰
同	廣 瀬 隆 明
同	日 野 雄 二
同	世 良 俊 明

平成26年2月3日付で地方自治法第242条第1項の規定により提出された北九州市職員措置要求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を公表する。

北九州市職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成26年2月3日

3 請求の内容

(「北九州市職員措置請求書」の原文のまま掲載)

北九州市長及び北九州市門司区役所まちづくり整備課課長Bに対する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

(1) 北九州市長A及び同市門司区役所まちづくり整備課長B(以下「B」という。)は、北九州市門司区柳町二丁目3番22号の土地所有者から北九州市道高田藤松1号乗り入れ施設の設置に関する相談を平成24年6月1日に受けた。

平成24年7月25日、不動産仲介業者がタクシー乗場移設に関する要望書を区に提出、同年8月から10月にかけて市の負担で、当該移設工事が実施された。

その公金支出額は3,133,200円である。

(2) 平成24年6月1日にBが当該土地所有者から相談を受けた段階で、当該乗り入れ施設の設置がC会館の霊柩車の出入のためのものであることは判っていた筈である。

(3) 付近住民は、この段階で門司駅前のしかも多くの飲食店が立ち並ぶ繁華街のど真ん中に「葬儀場」が建設されることは予想だにできなかった。

(4) おそらくBは、「葬儀場」が付近住民に歓迎されるわけがなく、常識的に、道義的、倫理的に受け入れられるわけがなく、反対運動が起こることは十分に予測できたはずである。

(5) とすれば、政治的圧力がかったことは十分考えられる。

(6) 付近住民が「葬儀場建設」を知ったのは平成25年4月であり、「北九州市中高層建築物等の建築に関する指導要綱」に定められた近隣住民への「事前説明会」も開かず、C会館は一瀉千里に平成25年10月に開業を強行した。

(7) 以上のことから、AやBが一営利企業(不動産仲介業者を含む)の不当な要求に迎合し公金を不当に支出したことは明らかである。

(8) したがって、AとBは連帯して(1)の公金支出額を北九州市へ返済し、可及的すみやかに原状復旧措置を講ずるよう請求する。

2. 請求者
(略)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書(1)～(4)を添え1-(8)の措置を請求します。

平成26年2月3日

北九州市監査委員様

事実を証する書面(事実証明書(1)～(4)) 記載省略

注1 請求人の氏名等は略した。

2 プライバシー保護の観点から、会社名、個人名は記号化した。

第2 監査請求の受理

本件請求は、地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項に定める要件を満たしていることから、平成26年2月25日に受理をした。

第3 監査の実施

本件請求については、地方自治法第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

本件請求は、タクシー乗場の移設にかかる公金支出について、一営利企業の不当な要求に迎合し不当に支出したことは明らかであるとして、市長らに対し、不当に支出した公金を市に返済し、また、タクシー乗場の原状復旧の措置を講ずるよう求めているものである。

したがって、監査はタクシー乗場の移設にかかる一連の事務処理等を対象事項とした。

なお、請求人が対象としているタクシー乗場の移設にかかる工事は、次の3件である。

(1) 高田藤松1号線移植工事費 800,100円

(支払日は平成24年10月12日)

(2) 高田藤松1号線道路整備工事費 1,750,350円

(支払日は平成24年11月20日)

(3) 車線分離票設置工 582,750円

(支払日は平成25年4月9日)

上記(1)～(3)の合額は、計3,133,200円

このうち、上記（１）、（２）の支出に関する監査請求については、法第２４２条第２項に定める請求の期限を経過しているものであり、また、同項ただし書きの「正当な理由」にも当たらないことから、法定要件を欠き監査の対象とはならないものである。

２ 監査対象部局
北九州市門司区役所

３ 請求人の陳述

法第２４２条第６項の規定に基づき、平成２６年３月４日、請求人に陳述の機会を設けた。

請求人は、関係職員である北九州市門司区役所職員の立会のもと、請求書及び事実証明書（１）～（４）に基づき、陳述を行った。

第４ 監査の結果

本件請求は、タクシー乗場の移設にかかる公金支出について、一営利企業の不当な要求に迎合し不当に支出したことは明らかであるとして、市長らに対し、不当に支出した公金を市に返済し、また、タクシー乗場の原状復旧の措置を講ずるよう求めているものであるが、平成２５年１１月５日付で別の住民から提出された住民監査請求と同一の監査対象と判断されるものであり、その監査結果については、既に平成２５年１２月２７日付で「請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は、これを棄却する。」と通知、公表したところである。

ところで、最高裁判例（昭和６２年２月２０日）によると、「同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」と示されているが、請求人が別の住民である場合は、それぞれ別個の監査請求としてこれを受理し所定の手続によって監査を行う必要があるとされている。

このような場合について、行政事例(昭和３４年３月１９日)は、「すでに行った監査の結果に基づいて、請求に係る事実がないと認めるときは、その旨請求者に通知すれば足りる。」としている。

本件請求に係る事実については、既に行われた監査請求に基づく監査によって調査済であって、十分事実を判断できるものである。

よって、本件請求については、平成２５年１２月２７日付通知、公表の監査結果をもって本件住民監査請求の監査結果とする。

(平成25年12月27日付北九州市公報掲載の監査結果)

北九州市職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成25年11月5日

3 請求の内容

(「北九州市職員措置請求書」の原文のまま掲載)

北九州市長及び北九州市門司区役所まちづくり整備課課長Bに対する措置請求の要旨

1 請求の要旨

- (1) 北九州市長A及び同市門司区役所まちづくり整備課課長Bは、北九州市門司区柳町二丁目3番22号に周辺住民の反対を押し切って建設強行したC会館(葬儀場)の要請に基づき、従来からあったタクシー駐車を門司駅寄りに移し、霊柩車の通路を確保するため事実証明書(1)の赤円部の工事を行ない百数十万円(Bの説明)の公金を支出した。霊柩車の出入は事実証明書(2)イの㊸㊹の出入口で十分可能なのである。
- (2) Bは、上記工事を行うに当って、平成25年4月以降、事実証明書(3)のような反対運動が拡がっていることについて全く調査せず、請求者から提供された諸資料を見て初めて知ったというお粗末さである。
- (3) これらのことから、AやBが、一営利企業の不当な要求に迎合して公金を不当に支出したことは明らかである。
- (4) そこで、連帯して(1)の公金を北九州市に返済し可及的すみやかに原状復旧措置を講ずるよう請求する。

2 請求者

(略)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書(1)～(4)

を添え1-(4)の措置を請求します。

平成25年11月5日

北九州市監査委員様

事実を証する書面(事実証明書(1)～(4)) 記載省略

注1 請求人の氏名等は略した。

2 プライバシー保護の観点から、会社名、個人名は記号化した。

第2 監査請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条第1項に定める要件を満たしていることから、平成25年11月15日に受理をした。

第3 監査の実施

本件請求については、地方自治法第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

本件請求の内容は、市はC会館の要請に基づき、従来からあったタクシー乗場を門司駅寄りに移す移設工事を行い公金を支出した。

また、当該工事にあたって、葬儀場建設の反対運動が広がっていることを市は知らなかった。

これらのことから、市長及び門司区まちづくり整備課長が、一営利企業の不当な要求に迎合して、公金を不当に支出したことは明らかであるとして、両者に対し、連帯して不当に支出した公金を市に返済し、可及的すみやかに原状復旧措置を講ずるよう求めているものである。

したがって、監査はタクシー乗場の移設にかかる一連の事務処理等を対象事項として実施した。

2 監査対象部局

北九州市門司区役所

3 請求人及び関係職員の陳述

地方自治法第242条第6項及び第7項の規定に基づき、平成25年11月28日、請求人及び北九州市門司区役所職員に陳述の機会を設けた。請求人は、同市門司区役所職員の立会のもと、請求書及び事実証明書(1)～(4)に基づき、陳述を行った。

同市門司区役所職員は、請求人の立会のもと、「請求人の主張に対する説明・意見等」（別紙1）に基づき、陳述を行った。

4 事実の確認

(1) タクシー乗場の設置にかかる当初の経緯

タクシー乗場の設置については、道路管理者である北九州市、門司警察署及び門司地区タクシー協会が協議を行ったうえで、その設置を行っている。

今回対象となった北九州市道高田藤松1号線のタクシー乗場は、道路内に車両が駐車できる区画を設け、道路交通法第45条第1項に基づき、福岡県公安委員会が「若草会館前及び門司競輪場南側入り口前にタクシー乗降場として白線をもって区画された道路の部分のタクシーを除く」との駐車禁止の規制(昭和58年9月16日告示)を行い、タクシー乗場として設置されたものであり、交通事故の防止や客待ちタクシーの違法駐車防止、乗降停車による渋滞の発生防止など、円滑で安全性の高い交通環境とすることを目的とし、設置されたものである。

(2) 本件タクシー乗場の移設にかかる経緯

平成24年6月1日、門司区柳町二丁目3番22号の土地(以下、「本件土地」という。)の当時の土地所有者が門司区まちづくり整備課を訪ね、北九州市道高田藤松1号線への乗り入れ施設の設置に関する相談を申し出た。

以下、市が行った協議等の経過

平成24年 6月 7日 現地調査

同年 6月15日 門司地区タクシー協会会長と協議

同年 6月29日 門司警察署と協議

同年 7月18日 土地所有者、不動産仲介業者と協議

同年 7月25日 不動産仲介業者がタクシー乗場移設に関する要望書を提出

この後、平成24年8月8日に市が、要望者に対し、

①タクシー乗場の移設工事については、市の負担で実施することは可能であること。

②設置予定の乗り入れ施設については、原因者負担となること。

以上の旨を回答し、同年8月から10月にかけて当該移設工事を実施したものである。

※) 乗り入れ施設とは、車両が給油所、駐車場、工場、倉庫又は車庫等の施設に出入りするため、歩道の一部を改築し車両が歩道を横断するための施設をいい、道路法第24条の規定により、原因者が道路管理

者（市）の承認を受けて設置できるものである。

(3) タクシー乗場の移設についての取り扱い及び関係機関（北九州市、門司警察署、門司地区タクシー協会）との協議内容

タクシー乗場は交通手段のひとつとして市民が利用する施設であること、また、タクシー乗場の設置は周辺の道路交通に直接影響を与えることから、この取り扱いについて、関係機関である三者が協議した結果、タクシー乗場は周辺の交通環境の向上を目的として設置されており、廃止するのではなく現位置より門司駅側へ移設させることが適切であるとの結論を得た。

この協議結果を踏まえ、市は、当該移設工事を行うことを決定したものである。

(4) タクシー乗場の移設工事にかかる公金支出の確認

当該工事においては、以下の工事を実施しており、法令等に基づき、適正に支出が行われていることを確認した。

- ア 工事名 高田藤松1号線移植工事
工 期 平成24年8月27日～9月25日
契約額 800,100円
内 容 高木移植工4本、低木撤去工1式等
支払日 平成24年10月12日
- イ 工事名 高田藤松1号線道路整備工事
工 期 平成24年8月27日～10月31日
契約額 1,750,350円
内 容 アスファルト舗装工50㎡、L型街渠工31m、区画線設置工60m
土工1式、撤去工1式等
支払日 平成24年11月20日
- ウ 工事名 車線分離標設置工（全体は交通安全施設（環）工事（その10））
工 期 当該工事は平成24年10月2日実施
（全体工期は平成24年9月19日～平成25年3月21日）
契約額 当該工事額582,750円（全体は1,864,800円）
内 容 車線分離標18本設置等（全体は交通安全施設工事一式）
支払日 平成25年4月9日

※当該工事は、タクシー乗場廃止後、一般車両の不法駐車等を防止するため、車線分離標を設置したものの。

※交通安全工事については、道路のガードレールや車線分離標等交通安全施設の工事を実施するものである。

第4 監査の結果

本件請求は、C会館の要請に基づき、霊柩車の通路を確保するため、従来からあったタクシー乗場を門司駅寄りに移す移設工事を行い、公金を支出したことから、市長及び門司区まちづくり整備課長が、一営利企業の不当な要求に迎合して、公金を不当に支出したことは明らかであるとして、請求人は、本件請求に及んだものである。

したがって、監査委員は、市が本件工事を行い、公金を支出したことが違法、不当にあたるのかを判断するものである。

1 市によるタクシー乗場移設工事の実施及び工事費の公金支出の可否

タクシー乗場は、市民が利用する公共性の高い施設であり、また円滑でより安全な交通環境を確保するため必要な施設であるが、道路区画内にタクシーが駐車をするため、公道に隣接する土地所有者（以下「所有者」という。）にとっては支障となっている場合がある。

また、タクシー乗場は、必ずしも特定の場所に設置する必要はなく、必要とされる区域の範囲内で設置すれば足りるものである。

このことから、所有者から、設置後、タクシー乗場撤去の申入れがあった場合、それが社会的にもやむを得ないものと認められるときには、設置した側（市等）が、その申入れに応える責務があるものとする。

本件請求事案は、所有者から乗り入れ施設を設置する予定があるとして、タクシー乗場移設の要望がなされたものであり、これは何ら不当な点のない申入れであるとする。

また、当該要望に基づき、関係機関の協議を踏まえ、市がタクシー乗場移設工事を実施し、この工事費用を適正に支出したものである。

以上のことから、本請求事案においては、基本的な考え方、事務処理など特に問題は見受けられず、違法性、不当性はないものとする。

2 請求人が主張する事実関係について

請求人は、本件請求において、「周辺住民の反対を押し切って、建設を強行したC会館（葬儀場）の要請に基づき、従来あったタクシー駐車を門司駅寄りに移し、霊柩車の通路を確保するために(略)工事を行い、百数十万円（Bの説明）の公金を支出した。」「Bは、上記工事を行うに当たって、平成25年4月以降事実証明(3)のような反対運動が広がっていることについて全く調査せず、請求者から提供された諸資料を見て初めて知ったというお粗末さである。」として反対運動があるにもかかわらず一営利企業の不当な要

望に迎合して、公金を不当に支出したと主張している。

しかしながら、市にタクシー乗場の移設を要望した者は、市の「請求の主張に対する説明・意見等」から、また、平成24年7月25日に市に提出された要望書等から、C会館（葬儀場）ではないことを確認した。

また、当該反対運動は、請求書によると平成25年4月以降に始まったとされるが、これに対して、市が行ったタクシー乗場移設工事は、それ以前の平成24年10月末までにすべて完了しており、このことから、市は、当該反対運動の存在を知るはずもなかったものと判断される。

以上の点について、請求人の主張には、明らかな事実の誤認が認められる。

第5 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は、これを棄却する。